

令和6年7月8日
P T A 執行部

令和6年度

国立第六小学校 P T A 第1回臨時総会資料



【次 第】

1 P T A委員選出規定の変更に伴う規約の改正

- (1) 現状と問題点
- (2) 改善策
- (3) 必要な処置

2 規約の誤記に係る修正 必要な処置

3 議 案

- (1) 第1号議案：規約第12条及び第23条の改正（選出既定の変更）
- (2) 第2号議案：第16条及び第19条の誤記修正

1 P T A 委員選出既定の変更に伴う規約の改正

(1) 現状と問題点

(現 状)

- ① 現行規約においては、「各学年の保護者より、4名以上の委員を選び・・・」とされており、原則として4名が必須となっている。
- ② ①により、4名を下回ることは許容されない。

(問題点)

各学年4名以下は許容されないため、選出時の希望者数が満たされなかった場合、抽選等で意図せずP T A 委員にならざるを得ない状況が考えられる。

(その他の背景)

令和7年度からのコミュニティ・スクール指定に際し、六小サポーターを充実させる必要があることから、P T Aのみならず六小サポーターでも人手を要する。

(2) 改善策

規約の選出規定を「各学年の保護者より、4名以上の委員を選び・・・」から、「各学年の保護者より、4名を標準として委員を選び・・・」に改正することで、P T A 委員の選出に際し、過不足を許容する柔軟性を持たせ、保護者に配慮しつつコミュニティ・スクール指定に向けた効率的な運営を考慮する。

(3) 必要な処置

イ 規約第12条及び第23条の規定の改正 選出基盤及び人数の記載変更

現行規定	第12条 各学年の保護者より、4名以上の委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。
改正案	第12条 各学年の保護者より、 <u>4名を標準として</u> 委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。
現行規定	第23条 全体委員会は、各学年4名以上の委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。
改正案	第23条 全体委員会は、各学年 <u>4名を標準とした</u> 委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。

2 規約の誤記に係る修正 必要な処置

ア 規約第16条の規定の修正	
現行規定	<p>第16条</p> <p>欠員が生じた場合、会長・副会長は委員の中から選出し、委員の欠員は会員の中からクラスにおいて責任を持って補充し、委員会で承認します。</p>
修正案	<p>第16条</p> <p>欠員が生じた場合、会長・副会長は委員の中から選出し、委員の欠員は会員の中から学年において責任を持って補充し、委員会で承認します。</p>
イ 規約第19条の規定の修正	
現行規定	<p>第19条</p> <p>定期総会の内容については、次の事項を審議決定します。</p> <p>(1) 1年間の活動報告</p> <p>(2) 会計および会計監査報告</p> <p>(3) 新役員の承認</p> <p>～ 以下省略 ～</p>
修正案	<p>第19条</p> <p>定期総会の内容については、次の事項を審議決定します。</p> <p>(1) 1年間の活動報告</p> <p>(2) 会計および会計監査報告</p> <p>(3) 新委員の承認</p> <p>～ 以下省略 ～</p>

3 議案

(1) 第1号議案

1でご報告しました「PTA選出既定の変更に伴う規約の改正」に付随し、規約第12条及び第23条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。

(2) 第2号議案

2でご報告しました「規約の誤記に係る修正」として、規約第16条及び第19条を改正することについて、ご承認の程、宜しくお願い致します。